

品川区光化学スモッグ緊急時対策実施要綱

(制定 平成5年4月1日要綱第47号)

(改正 平成12年4月1日要綱第41号)

(改正 平成13年3月30日要綱第86号)

(改正 平成14年3月20日要綱第24号)

(改正平成21年 3月27日要綱第142号)

(改正平成27年 3月11日要綱第271号)

(目的)

第1条 この要綱は、光化学スモッグ通報が発令された場合において品川区の関係各課および関係各施設等（定義は別表1および2による。）に対する通報連絡体制その他必要な事項を定め、もって光化学スモッグ公害から区民の健康を守ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「光化学スモッグ通報」とは、東京都大気汚染緊急時対策実施要綱第5条に規定する光化学スモッグ予報、同学校情報、同注意報、同警報または同重大緊急報が品川区を含む地域に発令された場合をいう。

2 この要綱において「休日」とは、品川区の休日を定める条例（平成元年品川区条例第2号）第1条に規定する日をいう。

(通報連絡体制)

第3条 前条第1項に規定する光化学スモッグ通報は都市環境部環境課（以下「環境課」という。）が受信するものとし、環境課は受信した発令の内容を平日については別表1の平日連絡体制により、休日については別表2の休日連絡体制により関係各課等および関係各施設等に連絡するものとする。

(緊急時の措置)

第4条 環境課および前条の規定により連絡を受けた関係各課等は、各施設の利用者のみならず付近の住民に対し目につきやすい場所に発令の内容を掲示するとともに、次に掲げる注意を促すものとする。

(1) 屋外になるべく出ないようにすること。

(2) 屋外運動をさしひかえること。

(3) 光化学スモッグの被害を受けた場合は、品川保健センター・荏原保健センターまたは大井保健センターに連絡すること。

(区民への周知)

第5条 都市環境部長は、第2条第1項に規定する光化学スモッグ通報のうち光化学スモッグ注意報、同警報または同重大緊急報を受信した場合において、防災行政無線屋外拡声装置を使用し、区民に周知するものとする。

(住民等からの被害届)

第6条 環境課および関係各課等は、光化学スモッグによると思われる被害の通報を受けたときは、品川保健センター・荏原保健センターまたは大井保健センターに連絡するものとする。

(関係機関との連絡調整)

第7条 都市環境部長は、第2条第1項に規定する光化学スモッグ通報を受信した場合において、必要に応じて区内の官公署と連絡調整を行うものとする。

(光化学スモッグ通報の解除)

第 8 条 環境課、関係各課等および関係各施設等は、光化学スモッグ通報の解除を受信したときは、第 3 条に規定した連絡体制に従い速やかに解除の連絡を行うものとする。

2 前項の場合において、光化学スモッグ注意報、同警報または同重大緊急報を解除する場合においては、防災行政無線屋外拡声装置により区民に周知するものとする。

3 第 1 項の解除の連絡を受けたとき関係各課等は、第 4 条に規定した緊急時の措置を終了するものとし、日没の時点で同項の解除の連絡がされない場合にあっては、その時点で緊急時の措置を終了するものとする。

(協議)

第 9 条 都市環境部長は、休日における光化学スモッグ通報の受信、連絡体制および防災行政無線の使用に関し別に防災まちづくり部長と協議するものとする。

(委任)

第 10 条 この要綱の施行について必要な事項は、別に都市環境部長が定める。

付 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

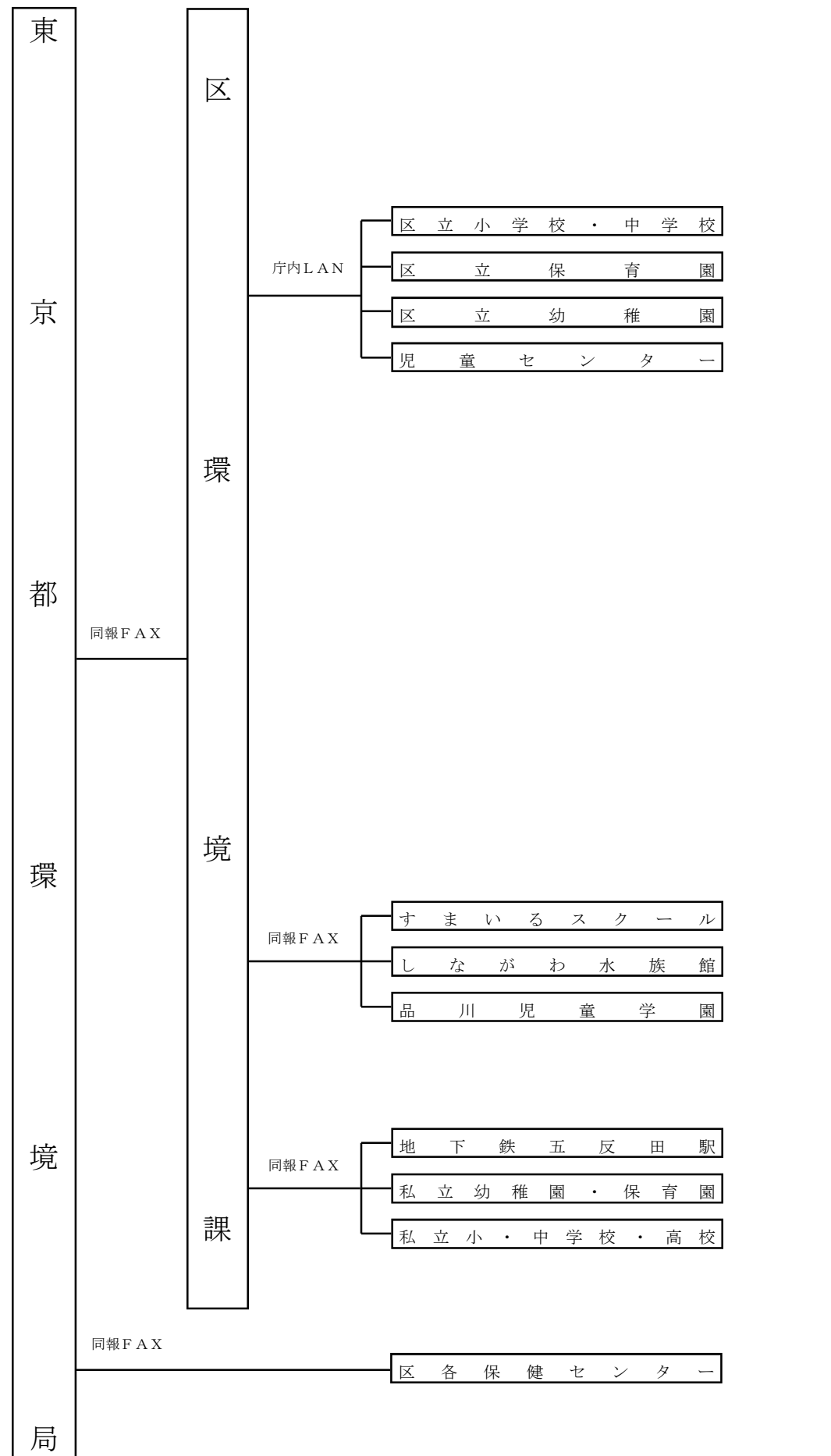
付 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

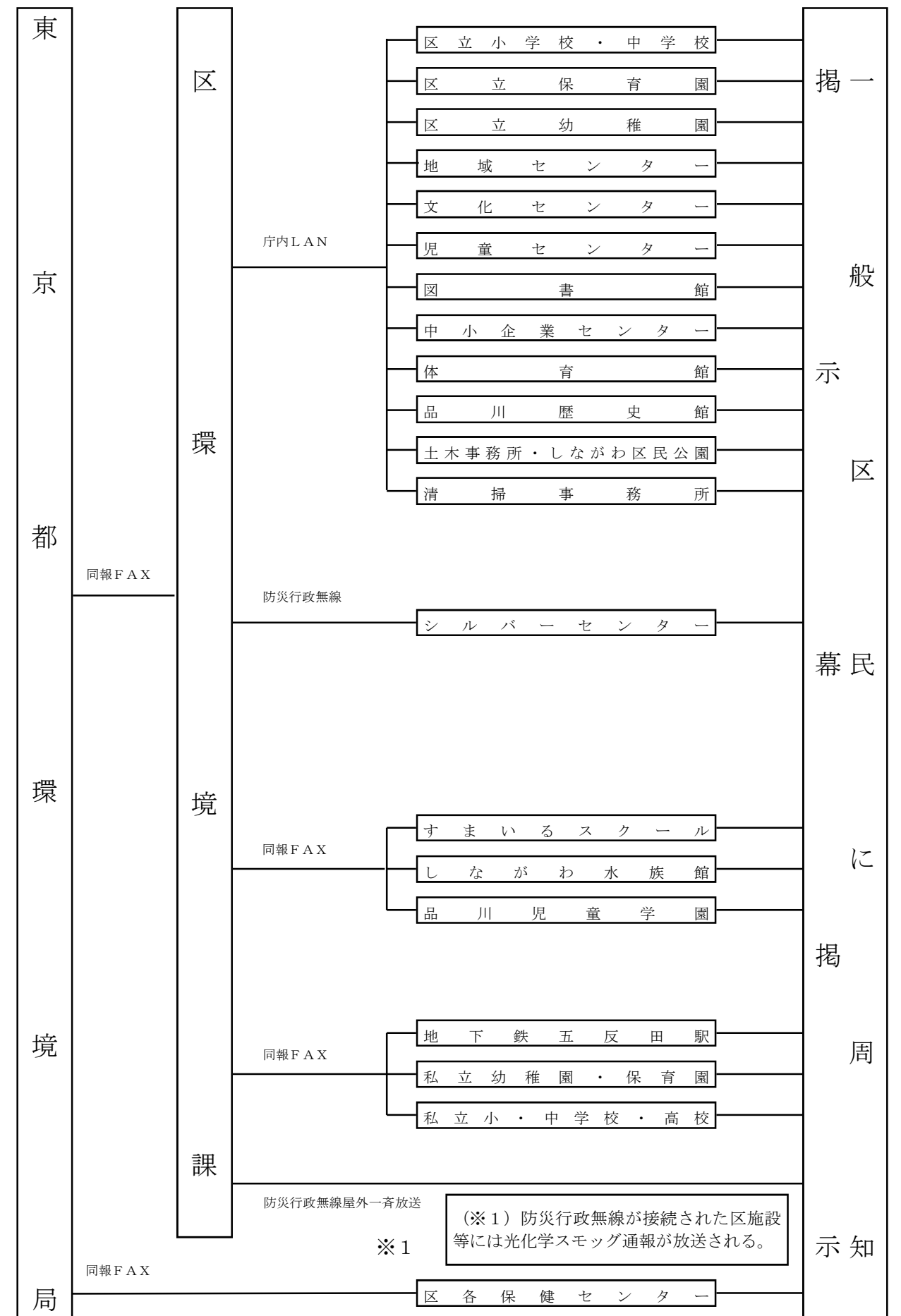
付 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

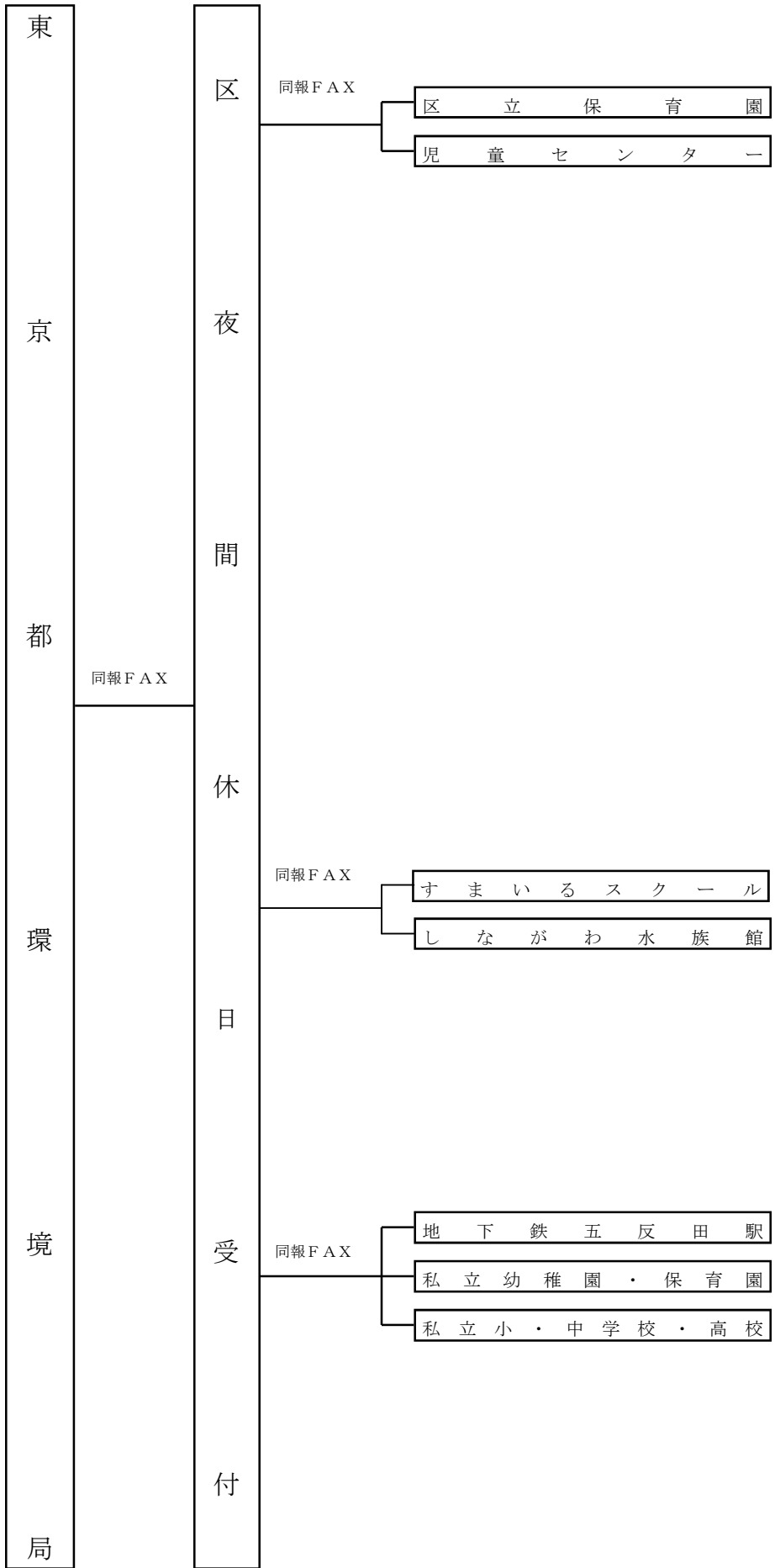
光化学スモッグ通報の連絡体制（学校情報・平日）



光化学スモッグ通報の連絡体制（注意報以上・平日）



光化学スモッグ通報の連絡体制 (学校情報・休日)



光化学スモッグ通報の連絡体制 (注意報以上・休日)

